

○地方税共同機構運営審議会会議規則

平成 31 年 4 月 17 日 地方税共同機構運営審議会決定

(趣旨)

第 1 条 地方税共同機構運営審議会（以下「審議会」という。）の会議に関しては、地方税共同機構定款（平成 31 年 3 月 22 日総務大臣認可。以下「定款」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(審議会の会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 審議会は、会長が招集する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(招集の通知及び欠席委員の意見提出)

第 3 条 会長は、前条第 2 項の規定により審議会を招集するときは、あらかじめ議題、日時及び場所を委員に通知する。

2 委員は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ会長に届け出なければならない。

3 やむを得ない理由により審議会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって意見を提出することができる。

(審議会の定足数)

第 4 条 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

2 緊急を要する事項又は軽易な事項については、前項の規定にかかわらず、書面又は持ち回りの方法による全委員からの意見聴取（以下「意見聴取」という。）をもって、会議が成立したものとみなすことができる。

(開会及び閉会)

第 5 条 出席委員の数が、前条第 1 項に規定する定足数に達したとき（前条第 2 項の規定により会議の成立とみなしたときを除く。）は、会長が開会を宣告する。

2 閉会は、会長が宣告する。

(発言)

第 6 条 委員は、発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

(意見)

第 7 条 定款第 25 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく審議会の意見は、文書によって行う。

(会議録)

第 8 条 会長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所又は意見聴取を行った日
- (2) 出席委員の氏名又は意見聴取を行った委員の氏名
- (3) 議事の要領
- (4) その他必要な事項

2 会議録は、各委員に諮った上で公表するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるものを除くほか、審議会の会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月17日から施行する。